

## 「更なる精査を要する提案」に該当しないものの考え方

今般の政府関係機関移転の取組みは、「東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とする。」ものであり、また、政府機関としての機能が確保されむしろ運用いかんでは向上も期待でき、また、組織・費用の肥大化を招かないことを前提に検討するものである。（平成 27 年 3 月 3 日付「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」）

このため、道府県からいただいた提案のうち、この趣旨に沿わない提案については、今回の検討対象とはせず、この趣旨を踏まえた提案について、更に精査を進めることとしたい。

具体的には、以下に該当する提案は、今後の精査を進めない。

- ① 東京圏外の機関（つくばの研究機関を含む）に係る移転の提案であり、移転による機能の向上・デメリット極小化が明らかに見込まれないもの
- ② 官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や、中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関（中央省庁そのものの移転と一体の提案を除く）に係る提案、現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案、提案された機関の機能について現在当該機関が業務として行っていない提案
- ③ 連携する機関の集積や研究成果の蓄積がない等、その地域に移転することで、機能の確保・向上がほとんど見込めない提案
- ④ 移転・集約化などによらない全くの新設など組織費用の増大が顕著な提案（既に新設、拡充の方向が出されているものを除く）
- ⑤ 提案内容の具体性が乏しく、移転の効果等について具体的に判断できない提案